松阪市の
男女共同参画をすすめる条例

男女がともに輝く社会をめざして

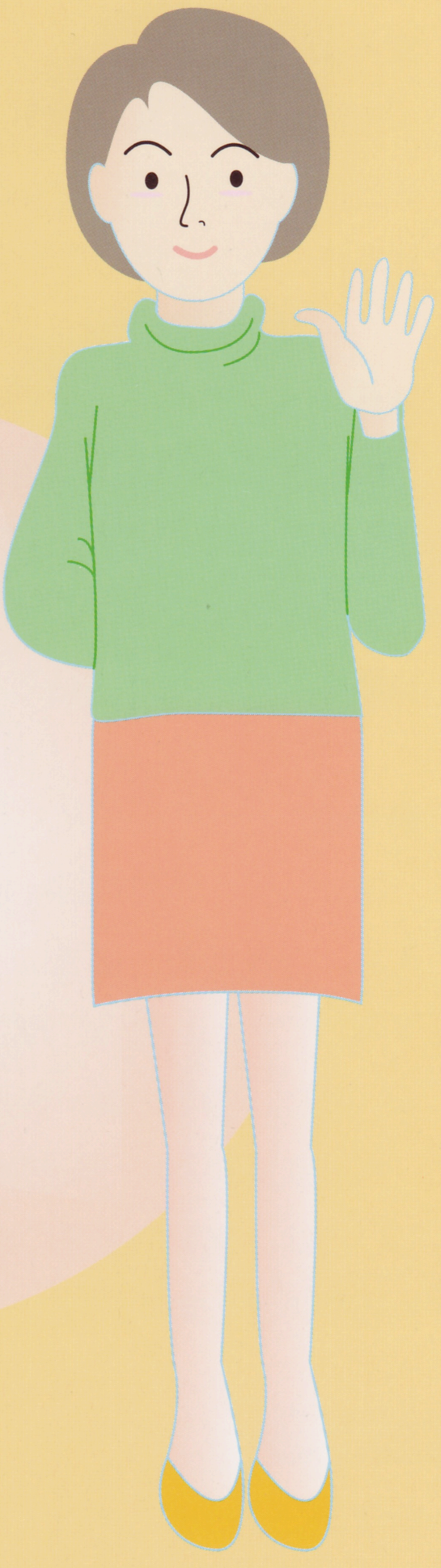

松　阪　市

松阪市の男女共同参画への取り組み

現在の社会情勢を見ると、少子高齢化が進み、世帯構成員の減少と一人暮らし世帯の増加が見込まれ、社会を取り巻く状況も大きく変化しています。しかしながら、市民意識を考えるとまだまだ性別役割分担意識が根強く残っており、個々の人々の意識改革が求められています。

これらの問題解決に向けて、家庭、職場、地域において互いの個性や能力が光り輝く男女共同参画社会の実現が今後ますます重要となってきます。

現在、市民・事業者の皆さんと協働して男女共同参画社会を実現するために、国の「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、「松阪市の男女共同参画を進める条例」を施行しています。

また、職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野において、市民と行政が一体となり男女共同参画社会の実現に向けて取り組む姿勢を明らかにするため、「男女共同参画都市」を宣言しました。今後とも、松阪市では男女共同参画社会の実現を市政の重要課題として位置づけ、「松阪市の男女共同参画をすすめる条例」「松阪市男女共同参画プラン」をもとに様々な事業を展開し、男女共同参画の形成に向けた施策を総合的、計画的に推進していきます。

男女共同参画社会実現のための5つの基本理念

5つの基本理念

1 **男女の人権の尊重**

男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。

2 **社会における制度、慣行についての配慮**

男女の固定的な役割分担に基づく社会における制度、慣行が、社会活動の自由な選択に影響を及ぼすことのないように配慮すること。

3 **政策等の立案及び決定への共同参画**

男女が社会の対等な構成員として、市、企業、団体等の政策、方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保すること。

4 **家庭生活における活動と他の活動の両立**

男女が家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域における活動とが両立して行えるようにすること。

5 **国際的協調**

国際社会における男女共同参画推進の取組みに対し、協調し連携すること。

市民、事業者及び市の役割

市民の役割

① 社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努める。
② 市が実施する推進施策に協力するように努める。

事業者の役割

① 職場における活動に男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、仕事と家庭その他の活動を両立して行うことができる職場環境づくりの整備に努める。
② 市が実施する推進施策に協力するように努める。

市の役割

① 男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的かつ計画的に実施する。
② 推進体制を整備するとともに必要な予算上の措置を講ずるように努める。
③ 施策の推進にあたり、市民及び事業者と相互に連携と協力を図るように努める。

性別による権利侵害の禁止等

性別による差別的取扱い、相手の意に反した性的な性質の言動、配偶者等への暴力行為を禁止する。

情報の表示に関する留意

市民を対象とした広報等において、性別による固定的な役割分担、異性に対する暴力を助長、連想させる表現等を行わないように努める。

市の基本的な施策

①男女共同参画の推進に関する基本計画の策定

男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定します。基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、松阪市男女共同参画審議会の意見を聴取します。

基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、理解と協力を促します。

②実施報告の作成・公表

毎年施策の実施状況等を松阪市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知します。

③苦情及び相談窓口の設置

男女共同参画社会の実現を阻害する問題を処理するため、相談窓口を置き、他の関係機関等と連携をとり、相談者に対し必要な支援を行うなど適切に対応します。

④男女共同参画審議会の設置

市が策定する男女共同参画に関する基本計画や、その推進に関する重要事項について、調査審議し意見を述べます。

松阪市の男女共同参画をすすめる条例

平成17年1月1日
条例第147号

すべての人が生き生きと暮らしていくためには、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしく伸びやかに生きることのできる社会を実現することが必要です。

松阪市は、男女がともに輝く社会を目指し、さまざまな施策を積極的に推進してきました。しかし、今なお、性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残っており、女性と男性が対等に参画するには、なお一層の努力が求められています。

そこで、すべての市民が、性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すとともに、人と人が豊かにつながっていけるような、誇りある人間都市松阪を目指し、この条例を制定します。

目　　的

第1条

この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、並びに市民、事業者及び松阪市（以下「市」といいます。）の役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会をつくることを目的とします。

定　　義

第2条

この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

（1） 男女共同参画　男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画し、ともに責任を担うことをいいます。

（2） 事業者　市内において、営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人その他団体をいいます。

（3） 積極的改善措置　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

基 本 理 念

第3条

市民、事業者及び市は、次のことを基本理念として男女共同参画を推進します。

（1） 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けず、個人としての能力が発揮できる機会を確保すること。

（2） 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度、慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。

（3） 男女が社会の対等な構成員として、市、企業、団体等の政策、方針の立案及び決定の場に参画する機会を確保すること。

（4） 男女が相互の協力及び社会の支援を受けながら、子育て、介護その他の家庭生活における活動と家庭生活以外の学校、職場、地域等における活動とが両立して行えるようにすること。

（5） 国際社会における男女共同参画推進の取組みに対し、協調し連携すること。

市民の役割

第４条

市民は、男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる分野に自ら積極的に参画し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

事業者の役割

第５条

事業者は、男女共同参画社会についての理解を深め、事業活動に関して男女が対等に参画する機会を確保し、仕事と家庭その他の活動を両立して行うことができる職場環境づくりの整備に努めるとともに、市が実施する推進施策に協力するように努めるものとします。

市の役割

第６条

市は、男女共同参画社会を実現するため、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、関係機関と連携し、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含みます。以下同じです。）を総合的かつ計画的に実施するものとします。

２　市は、前項の施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な予算上の措置を講ずるように努めるものとします。

３　市は、施策の推進に当たり、市民及び事業者と相互に連携と協力を図るように努めるものとします。

性別による権利侵害の禁止等

第７条

すべての人は、家庭、学校、職場、地域等社会のあらゆる場において、次に掲げる行

為によりお互いの人権を損なってはなりません。

（１）　性別による差別的取扱い

（２）　相手の意に反した性的な性質の言動

（３）　配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為

２　市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他啓発に努めるものとします。

情報の表示に関する留意

第８条

すべての人は、広く市民を対象とした広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担又は異性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現その他不必要な性的表現を行わないように努めなければなりません。

２　市民、事業者及び市は協力して、前項の表現を行ったものに対して、改善するよう求めることができるものとします。

基本計画の策定

第９条

市長は、男女共同参画社会の実現のため、総合的かつ具体的な施策を取りまとめ、基本計画を策定するものとします。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定めます。

（１）　男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第12条に規定する松阪市男女共同参画審議会の意見を聴取するものとします。

４　市長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知し、理解と協力を促すものとします。

実施状況の年次報告

第10条

市長は、毎年施策の実施状況等を松阪市男女共同参画審議会に報告するとともに、市民及び事業者に周知するものとします。

苦情及び相談窓口の設置

第11条

市は、男女共同参画社会の実現を阻害する問題を処理するため、相談窓口を置き、他の関係機関等と連携をとり、相談者に対し、必要な支援を行うなど適切に対応するものとします。

審議会の設置

第12条

市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、松阪市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を設置します。

2　審議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ、調査審議するものとします。

（1）　第9条に規定する基本計画の策定及び変更に関すること。

（2）　前号に掲げるもののほか、施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

3　審議会は、男女共同参画の施策の推進について、必要と認める事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

4　審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織し、委員の一部は市民の中から公募します。

5　男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにしなければなりません。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではありません。

6　委員の任期は、2年とします。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7　委員は、再任することができます。

8　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

附　則

この条例は、平成17年1月1日から施行します。

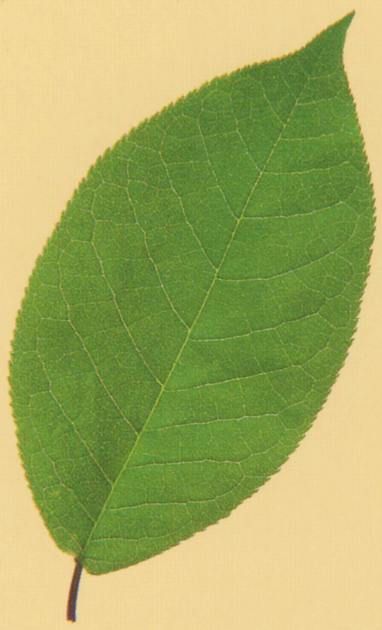

松阪市男女共同参画
シンボルマーク

男女共同参画都市宣言

女（ひと）と男（ひと）ともに輝く松阪宣言

男女が　性別にとらわれず　世代を超え
よろこびも　責任も　分かちあい
さまざまな分野に参画し
互いの個性や能力が光り輝く
誇りと美しさを備えた交流都市　松阪をめざして
わたしたちは　ここに「男女共同参画都市」
を宣言します。

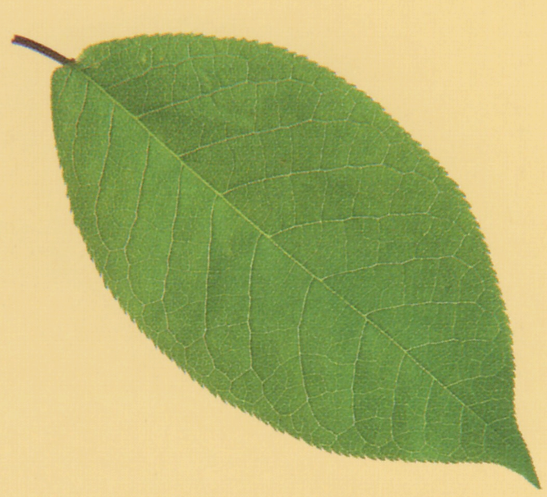

平成17年12月22日